

9 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 印章規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 7 号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会の印章（以下「印章」という。）の種類、保管、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(印章の種類、ひな形及び寸法)

第2条 印章の種類、ひな形及び寸法は、別表のとおりとする。ただし、特殊印章のひな形及び寸法は、そのつど会長が定める。

(印章の管守者)

第3条 印章の管守者（以下「管守者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 印 事務局長
- (2) 事務局長印 事務局長
- (3) 特殊印章 会長があらかじめ指定した者

(管守者の代理)

第4条 管守者に事故があるとき又は管守者が欠けたときは、会長が指定する者が管守者の事務を代理する。

(印章の新調、改刻又は廃止)

第5条 管守者は印章を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(印章台帳)

第6条 管守者は、印章台帳を備え、印章の新調、改刻又は廃止のつど必要な事項を記載し、整理しなければならない。

(印章の使用)

第7条 印章は、管守者又はその指定する者でなければ使用することができない。

(印章の管守)

第8条 印章は、管守を厳正にし、管守者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別 表)

種 類	寸 法	ひ な 形
社会福祉法人糸魚川市 社会福祉協議会長之印	縦 2 3 mm 横 2 3 mm	 <p>議 社 人 社 会 会 糸 会 長 福 魚 福 之 祉 川 祉 印 協 市 法</p>
社会福祉法人糸魚川市 社会福祉協議会 事務局長之印	縦 2 1 mm 横 2 1 mm	 <p>事 福 糸 社 務 祉 魚 会 局 協 川 社 長 議 市 法 之 会 会 人 印</p>